利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		114,541,202
当期総利益	114,541,202	
Ⅱ　利益処分額		
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究充実積立金	114,541,202	114,541,202

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用		
業務費	4,395,936	
一般管理費	351,191	
財務費用	1,524	4,748,651
⑵　（控除）自己収入等		
授業料収益	△　829,476	
入学料収益	△　144,545	
公開講座等収益	△　488	
検定料収益	△　32,493	
受託研究等収益	△　1,700	
受託事業等収益	△　32,393	
寄附金収益	△　28,136	
資産見返寄附金戻入	△　5,432	
財務収益	△　881	
財産貸付料収入	△　76,307	
論文審査手数料収入	△　2,073	
大学入試センター試験実施料収入	△　5,495	
文献複写収入	△　1,149	
相談料収入	△　6,665	
免許状更新講習料収入	△　20,622	
その他収入	△　5,508	
臨時利益	—	△　1,193,363
業務費用合計		3,555,289
Ⅱ　損益外減価償却等相当額		260,319
Ⅲ　損益外減損損失相当額		—
Ⅳ　損益外利息費用相当額		—
Ⅴ　損益外除売却差額相当額		0
Ⅵ　引当外賞与増加見積額	△　7,383	
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額	110,963	
Ⅷ　機会費用		
政府出資等の機会費用	132,574	
Ⅸ　（控除）国庫納付額		—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト		4,051,762

（重要な会計方針）

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書　国立大学法人会計基準等検討会議　平成23年１月14日改訂）を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別教育研究経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部及びこれに付随して法人内予算にて特定されたものについては、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	６～50年
構築物	７～60年
機械及び装置	６年
工具器具備品	４～15年
船舶	５年
車両運搬具	５～６年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却している。